

## 令和3年度 第12回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和3年7月15日(木) 午後1時30分～午後3時10分
  - 2 開催場所 朝来市役所本庁舎4階会議室
  - 3 出席した農業委員 13人  
2番 大森 げん委員      3番 前田 由記夫委員      4番 奥藤 康正委員  
5番 高本 知宜委員      6番 米田 隆至委員      7番 米田 利秋委員  
8番 西村 繁 委員      9番 佐野 伸夫委員      10番 大田垣 強委員  
11番 楠 晃 委員      12番 原田 昌二委員      13番 西 好朗職務代理者  
14番 石原 武美会長
  - 4 欠席した農業委員 1人  
1番 松浦 修三委員
  - 5 出席した農地利用最適化推進委員 13人
  - 6 現地調査委員  
農業委員 佐野 伸夫委員      大田垣 強委員  
推進委員 山田 和広委員      山野小百合委員
  - 7 議事日程  
日程第1 議案第51号 農地法第3条申請について  
日程第2 議案第52号 農地法第5条申請について  
日程第3 議案第53号 非農地証明申請について  
日程第4 議案第54号 空き家に付随する農地の指定について  
日程第5 議案第55号 農用地利用集積計画の決定について
  - 8 事務局職員  
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸  
支援専門員 中川 繁春
  - 9 農林振興課職員  
主事 西谷 和徳
  - 10 会議の概要
- 事務局

それでは、ただいまから第12回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付させていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 それでは、座って進めさせていただきますと思います。

次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名でございます。

○石原会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第12回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第、次に4の「議事録署名人の指名について」ですが、11番、楠晃委員と12番、原田昌二委員に議事録署名人をお願いします。よろしくお願ひします。

それでは、5番の「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第51号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位102番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。102番の地図を見ていただきたいと思います。先月の総会で5条申請された●●さんがその隣接地について申請されるものです。羽瀧のチェーンバスの方から田路へ入っていただきまして、最初の橋を渡っていただき突き当たったところでございます。前回はこの突き当たったところの右側でしたけれども、今度は左側の畑ということで3条申請が上がってきました。6月27日に立会いをさせていただきまして、譲渡人の●●さんは同じ区でございます。お手元の審議資料を見ていただきましたとおり、全て適合しておりますので特に問題はないかと思っております。以上、審議のほどよろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位103番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、説明をさせていただきます。受付順位103番の航空写真をご覧ください。申請につきましては、航空写真のちょうど中ほどになりますけど、これが市道、国道9号線から入ったところでございます。ちょうど塩田集落に入る看板がありまして、そこを右折していただき、市道を約300メートル直進していただきまして、T字の道にたどり着きます。そこを右折していただいて、約150メートル進んだ箇所になりますけど、以前は目安としておりました塩田の公民館がありましたが、現在は更地になっておりまして、その隣ということになります。空き家バンクの関係で、●●さんがそのお宅を買われまして、譲渡人であります●●さんがこの家の出身でございます。結婚され、山東町内にお住まいです。実家につきましては両親も亡くなりまして、また3姉妹で、あと2人のお姉さんも結婚されて市外、市内に住んでおられます。譲受人の●●さんが家を購入され、会社勤めをしながら農業、畑作業をやりたいということで、よい話がまとまりまして、今回の3条無償移転の申請となったわけでございます。申請案件資料に基づきまして確認をさせていただきました。また、農地に関わる誓約書も提出されています。何ら問題なく許可相当と思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位104番及び105番、2件の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。説明させていただきます。6月30日の日に吉井委員さん、それから●●事務所のほうから説明を受けました。航空写真104をお開きください。申請地は、右岸道路を和田山中学校のフジッコの交差点を東河方面に約1キロ行った地点に弥生が丘、岡田区という集落がございます。少し分かりづらいですが、東河地区の下水処理場があります。その処理場の3枚上の田が申請地になります。譲渡人の●●さんは、●歳とご高齢で現在独り暮らしということで、かつては田、畑、7枚か8枚、耕作されておりましたけれども、ここ20年ほどは全くされておられないということで、7枚の内6枚はここ3～4年のうちに売買が成立しまして、残る1枚、今回申請が上がってきたということでございます。譲受人の●●さんにつきましては、トラクター、管理機、草刈り機等全部そろえておられまして、管理はできるかと思いますが、現在は別の方が水稻を作っておられるということです。今後についても多分そのようにしていかれると思いますので、問題はないかというふうに思います。許可相当ということでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、105番の航空写真をお開きください。東河方面に向かいまして約1キロ進

みますと、野村区、中区という集落がございます。東河川の川沿いのほうに牛舎が1つ建っております。牛舎を経営されておるのは●●さんで、牛舎もかなり手狭になったということで、写真、申請地の下が牛舎です。●●さんの牛舎となっております。別のところに牛舎を持っておられますが、近くに何とか集約して管理していきたいということで、譲渡人の●●氏に昔から話をされていたようなことも聞いております。●●さんは認定農業者で手広く水稻もされていますが、話がまとまりまして今回申請ということになりました。当面は牧草を作られるかもしれませんが、行く行くは牛舎を建築されるんじゃないかというふうに推察しております。審査資料のとおり適合しておりますので、何ら問題なく許可相当と思います。よろしくご審議ください。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位106番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。106番の説明をいたします。添付しております106番の地図をご覧ください。申請地は、ヒメハナ公園から栗鹿方面に100メートル行ったところを北に行き、2枚目の田んぼでございます。譲受人の●●さんは、3反5畝程度の田も所有されておまして、譲渡人の●●さんから有償移転で受け取ることになりました。●●さんは、先ほども言いました3反5畝ぐらい田を持っておられまして、作付されており農業経験もあり、トラクター、田植機、草刈り機を所有されておりますし、周辺農地の影響も特に問題はございません。よって、3条2項、各号に非該当若しくは適合するため、この案件は許可相当であると考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位102番から106番まで、地元委員からの提案理由の説明をいただきました。現地調査委員の大田垣委員のほうから補足説明はございますか。

○大田垣委員 それでは、現地確認の報告をさせていただきます。去る7月2日に佐野委員、山田委員、山野委員、そして私、事務局2人と、それぞれ現地確認に回りました。それぞれ地元委員の報告のとおりでございましたので、よろしく申し上げます。

○石原会長 それでは、3条につきまして、ご意見なりご質問、ございましたらお願いします。ございませんか。

特にないようですので、受付順位102番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位103番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位104番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位105番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位106番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第52号、農地法5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位107番の提案理由の説明を、地元委員の私のほうから行います。

まず、107の図面をご覧ください。これは山東町栗鹿地区の写真です。上のほうにありますが北近畿自動車道、右の上のほうに山東インターチェンジがあります。下の森が栗鹿神社の森です。その神社の入り口、鳥居の道路を隔てた前が申請地です。横に栗鹿川が流れております。この一帯は一時遊休農地の状態でしたが、中尾推進委員の指導によりまして、この2年間ほどは譲渡人の●●さんが稲作をされておりました。譲受人の足立さんは、図面の右のほうにも載っていますが、山東インターチェンジを出たすぐのところ●●を開業されております。なかなか評判がいいようで、現在はお客さんの駐車場が狭くて困っておられるということで適当な土地を探しておられましたが、このたび近くの神社前の●●さんの土地に駐車場を整備されるとのことで申請をされました。神社の鳥居のす

ぐ前でどうかと要らぬ心配をしておりましたけども、地域の了解も得られているようです。審議資料にもありますとおり、基準等に適合しておりますして許可相当と考えます。以上、よろしく願いいたします。

続きまして、108番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

**○前田委員** それでは、説明させていただきます。受付順位108番の航空写真をご覧ください。その地図上の左右に走っているのが国道9号線ですけども、申請地は和田山町東谷区の国道9号線上にあります新和田山トンネルと城の山古墳トンネルのちょうど間にあります日下部釣具店前の交差点から見まして、北東に約100メートルの位置にあります地番●●となっているところになります。なお、補足ですが、今回の譲受人は総会案件52号の5条申請しました業者で、今回の申請地の東隣の地番●●を譲り受けています。申請案件資料108番をご覧くださいながら、よろしく願いします。農地法第5条1項の規定による申請となります。申請地は和田山駅南土地区画整備事業により整備されており、第3種農地に該当します。地目は田でありながら、先ほど述べました土地区画整備時に、上下水道が田の中に敷設された状況にあります。このたび譲受人が建て売り住宅を建築するに当たり、譲渡人との売買の合意を得て、今回申請されました。もう少し具体を述べますと、譲渡人の●●氏は30年ほど前に申請地を相続しましたが、以前から居を明石市に構えておりまして、水田といいながら耕作されることもなく、休耕地として扱われてきた経緯があります。そのような中、先ほど述べました東隣を譲り受けました●●工務店との話がまとまり、今回の売買、有償移転に至りました。一般基準に基づき、資力、信用につきまして、見積書及び金融機関の残高証明により確認しました。先ほど言いました、総会案件52号の事案も計画どおりに進められており、事業計画の確実な推進が見込まれます。また、隣接する田の所有者、地元区長、農事部長の同意書も添付され、何ら問題なく、許可相当と思います。ご審議よろしく願いします。

**○石原会長** ありがとうございます。

続きまして、受付順位109番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

**○米田（隆）委員** それでは、説明申し上げます。まず、位置関係でございますが、109番の写真をご覧ください。312号線、和田山方面から南へ進んでいただきますと、伊由市場という交差点がございます、そこから南に行っていただきますと、●●があつたりしまして、右側に当該の申請地がございます。もう少し進みますと、JAのガソリンスタンドがかつてございましたけども、今はもう更地となっておりますが、その500メートルぐ

らい北側にこの申請地があるということでございます。円山川の堤防とほぼ接しているような状況の土地でございます。

譲渡人の●●さんは、この土地については、もう長い間耕作をしていないし、これからも耕作する意思はないというようなことから、譲受人の●●さん、実はこの方は●●の社長さんでございまして、現在、土木建築業、建設業を営んでおられます。それらのことから、隣接地でありますので、●●さんのこの畑を譲渡していただいて、露天資材置場として活用したいということでお話がまとまったというふうに聞いております。

現況でございますが、この土地付近につきましては、3年ぐらい前に周囲の住民の方から、何か無断工事が行われているんじゃないかというような問合せがございまして、事務局と一緒にこの現地付近を確認した経過がございます。先ほど言いましたように現況は草が繁茂しておりまして、ほぼ原野に近いような状況でございますので、これらについて、環境がよくなればそういったことも、環境整備ができていいことではないかというふうに感じたところでございます。

譲受人の●●さんにつきましては、個人の資格で5条申請を受けて取得したいと、その後露天資材置場として会社に貸付けをしたいというような考えがあると、申請代理人から聞いているところでございます。周囲の環境等から考えましても、特に農業環境の問題については問題がないように思われますが、ただ1点、建設、利用計画図の中を点検しておりましたら、水路、現在は水路として活用してないけれども、水が流水していない法定外の水路であるというような表示がございましたので、これを確認しとておく必要があると思ひ現地に赴きましたが、先ほど言いましたように原野化しておりまして、どこからどこまでというようなことは確認できませんでしたので、申請代理人にその旨を告げましたところ、これは地籍調査がもう既に完了しているのです、その辺りはご心配ないと思ひますというような返事がありましたので、私もそれを了として、問題はなかろうというふうに判断しておりますので、ご審議をお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位110番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、説明させていただきます。受付順位110番の航空写真をご覧ください。申請地は、国道312号線の朝来医療センターに入る交差点から、当センターに向かう市道中地法興寺線に接する、前にドラッグストアのウエルシア、後ろ側に院外薬局の但馬調剤薬局に挟まれた農地になります。このたび譲受人が分譲住宅地11区画を宅地造成し

販売するに当たり、譲渡人との売買の合意に至り、農地法第5条の申請がありました。

申請案件審査資料をご覧ください。受付順位110番。立地基準については、枚田区内の店舗に挟まれた農地で、農振除外区域に当たり、第3種農地に該当いたします。一般基準に基づき、資力、信用について、また、見積書及び金融機関の残高証明等を確認し、事業計画及び事業内容も目的が果たされると思われまます。影響のある他法令はなく、申請面積は2,871平米、住宅用地11区画の一般個人住宅用地として適正と思われまます。また、北東側に接する朝来市及び土地改良区の公衆用道路、これについても、排水路の整備を含めた道路舗装整備も計画されています。周辺農地の支障もなく、地元区長、農事部長及び水利組合代表、土地改良区の総代の同意も得られておりまして、何ら問題なく、許可相当と思われまます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位111番及び112番、2件の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めまます。

ちょっと訂正があるということで、事務局、すみません、先に。

○事務局 すみません、112番におきまして訂正をお願ひいたします。譲渡人の氏名と住所ですけれども、●●さんとなっておりますが、●●さんでお願ひいたします。また、住所ですけれども、和田山町東谷●●番地となっておりますが、和田山町東谷二丁目●●番地に訂正をお願ひいたします。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。受付順位111番の航空写真をご覧ください。先ほど108番で説明しました航空写真と全く同じで、その中にある地番●●の田となります。日下部釣具店前の交差点から見て、20メートルほど右上にあるところです。同じく申請案件資料の111番をご覧くださいながら、よろしくお願ひいたします。農地法第5条第1項の規定による申請となります。申請地につきまましては、和田山駅南土地区画整備事業により整備されており、第3種農地に該当しまます。地目は田でありながら、先ほど述べました土地区画整備事業時には、上水道、下水道が田の中に敷設してある状況にあり、この申請地はのり面よりも田の面のほうが高い状況にありまして、土地区画整備後に耕作された様子は見受けられまません。このたび譲受人が建て売り住宅を建築するに当たり、譲渡人との売買の合意を受けて、今回の申請に至りました。具体を述べまますと、譲渡人の●●氏は6年前に申請地を相続しまましたが、耕作することはない、周りが宅地のため、迷惑をかけないように草刈りをして管理をされていまました。譲受人は申請地を2区画に分けて造

成、建て売り住宅を建設するとのこと。一般基準に基づき、資力、信用につきまして、見積書及び金融機関の残高証明で確認し、事業計画の確実な推進が見込まれ、内容の目的が果たされると思われ。また、隣接する、登記上は田となっております所有者、それから地元区長、農事部長の同意書も添付され、何ら問題なく、許可相当と思います。ご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、受付順位112番です。112番の航空写真をご覧ください。これも、先ほどから説明しておりますけども、全く同じ航空写真の位置になります。加えまして、先ほど108番で説明しました地番●●と道を挟んだところにあります●●番地、これが今回の申請地となります。また、これも補足になりますけども、今回の譲受人は総会案件の4号で5条申請をした業者で、この地図上でいいますと、およそ左側に100メートルほど行ったところにあります地番●●を譲り受け、既に宅地造成、それから建て売り住宅の建設を終えている業者となります。申請案件資料112番をご覧くださいながら、よろしく申し上げます。農地法第5条第1項の規定による申請となります。

繰り返しになりますが、申請地につきましては、和田山駅南土地区画整備事業により整備されており、第3種農地に該当します。このたび譲受人が建て売り住宅地を造成するに当たり、譲渡人との売買の合意を得て、今回の申請に至りました。具体を述べますと、譲渡人の●●氏は30年以上前に申請地を相続し、以来、土地区画整備事業後も水田耕作を行ってきました。今回、周辺の土地の移転申請を度々行っていた譲受人と接する機会があり、売ってほしい、売りましょうという話がまとまり、有償移転となりました。ただ、●●氏は今年も水稻の植付けを終えており、稲刈りを終えてから造成をするということが売買条件となっております。一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関の残高証明により確認しました。事業計画の確実な推進が見込まれ、内容の目的が果たされるものと思います。隣接する田の所有者、地元区長、農事部長及び水利組合長の同意書も添付され、何ら問題なく、許可相当と思います。ご審議をよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位107番から112番につきまして、提案理由の説明がありました。現地調査委員の佐野委員のほうから補足説明はございますか。

○佐野委員 失礼します。現地調査を、7月2日に大田垣委員、山田委員、山野委員、佐野と事務局2人で調査を行いました。地元委員さんの言われるとおり、何の問題もございませんでした。審議よろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、説明をいただきましたので、この件につきまして、ご意見なりご質問がございましたらお願いします。

特にないようですので、採決に入りたいと思います。

受付順位107番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位108番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、109番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位110番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位111番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 ありがとうございます。全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位112番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第3、「議案第53号、非農地証明の申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位113番について、提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。航空写真113番をご覧ください。該当農地の場所を説明いたしますと、大変分かりにくいところですが、和田山方面から行きますと、国道9号走っていきますと久華園がございます。その久華園のところの交差点を右折して、大月西の交差点方面に走っていただき、直進し、斎場の前の交差点を同じく左折、粟鹿方面に行きますと、途中の側道に与布土方面という標識がございます。その与布土方面のほうに入っていただきまして500メートルほど行きますと、航空写真にあります柿坪区の公民館があり、与布土川沿いに歩いて行きますと兵主神社の森がございます。該当農地の上のほうの森が兵主神社の森でございます。その前が該当農地になっております。次に、申請人の説明をいたしますと、該当の農地は昔、申請者のお父さんが斎場の入り口の横のほうの畑でイノブタを飼われておりました、そのイノブタ用の餌ということでサツマイモを耕作されておりました。亡くなられた後は放棄地、写真のとおり放棄地状態になっておりました、地区での獣害のすみかとなって困っていたところがございます。議案審議資料の要件4に該当し、原状復帰が困難と考えております。始末書も添付していただいております。審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位114番について、提案理由の説明を、地元委員の大森委員に求めます。

○大森委員 受付順位114番について、提案理由の説明を行います。現地の確認を6月24日に行ってまいりました。114番の航空写真をご覧ください。糸井地区の10号線を竹ノ内方面へ向かって行き、行く途中に和田区があります。そのセンター若竹を通り過ぎたすぐのところを左に入っていく、入り組んだところに申請地はあります。申請者、●●さんの父、●●さんが昭和63年10月頃、宅地とするため農地法第5条許可を得ましたが、地目変更せずに今に至っています。現状と一致させるために申請されました。非農地の要件のうち、要件4、非農地となってから20年以上たっており、処分の対象になっておらず、農振農用地でない土地であり、これら全てに該当し、非農地相当であると思慮いたします。よろしく願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位115番について、提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。説明させていただきます。航空写真115番をご覧ください。

右岸道路、和田山中学校とフジッコの交差点を、東河方面に約2キロ進んだところが野村となります。野村区でも一番山側といいますか、上のほうの申請地となっております。所有者の●●さんは、お父さんが会社の傍らずっと農業を、野菜づくりをされておりましたが、体調を崩され、平成11年から20年以上、耕作放棄地となって、現状は原野というふうになっております。申請地の下に民家がすぐ近くにありまして、かなり迷惑をかけてる状況であり、非農地相当というふうに思います。どうぞ審議よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、受付順位113番から115番まで、地元委員からの説明がございました。現地調査委員の佐野委員から補足説明ございますか。

○佐野委員 失礼します。7月2日に現地調査を、先ほど言いましたメンバーで行いました。地元委員さんの言われるとおり、何の問題もございません。審議よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、非農地証明関係につきまして、ご意見なり、ご質問があるようでしたらお願いいたします。

ないようですので、採決に入ります。

受付順位113番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位114番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位115番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4、「議案第54号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位116番及び117番の2件の提案理由の説明を、事務局に求めます。

○事務局 受付順位116番の航空写真をご覧ください。申請地の与布土●●番地のほか2筆の農地は、これらの農地に隣接する与布土●●番地に建つ住宅と同一の所有者ということで、真ん中に付随する空き家があるわけですが、ここの周りの3筆が申請地となっております。この住宅は、令和3年5月に空き家バンクに登録されたことを確認しました。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適用条件に適合していると思われまますので、同取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルへ指定していただきたく決定をお願いするものです。

続いて、受付順位117番の航空写真をご覧ください。申請地の羽渕●●番地の農地は、この農地に隣接する羽渕●●番地ということで、小学校の前、道路に面する空き家とそれに付随するというような形になっておりまして、その羽渕●●番地に建つ住宅と同一の所有者であり、この住宅は平成31年2月に空き家バンクに登録をされまして、このたび令和3年6月に今度は契約が成立したため、空き家バンクの登録は取消しをされました。取消しから3年を経過していないということを確認しました。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適用条件に適合していると思われまますので、同取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルで指定していただきたく決定をお願いするものです。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

○石原会長 116番及び117番について、事務局より提案理由の説明がございました。現地調査委員の佐野委員から、何か補足はありますか。

○佐野委員 先ほど言いました7月2日に現地調査を行いました。何の問題もございません。審議よろしくお願いいいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、この空き家に付随する農地の指定につきまして、何かご質問なりご意見ございますか。

ないようですので、採決を行います。

受付順位116番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位117番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第5、「議案第55号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第55号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

9ページをご覧いただきたいと思います。

それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

まず、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。

まず、利用権を設定する農用地についてですが、田が18,365平方メートル、13筆、畑がゼロ、合計として18,365平方メートル、13筆となっております。利用権の設定を受ける戸数として7戸、利用権を設定する戸数として9戸となっております。

続きまして、2番、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容についてですが、使用貸借権が11筆、12,524平方メートル、賃貸借権が2筆、5,841平方メートルとなっております。

続きまして、利用権の終期についてですが、令和4年3月31日までのものが2筆、5,841平方メートル。令和6年3月31日までのものが2筆、1,836平方メートル。令和7年3月31日までのものが1筆、1,163平方メートル。令和8年3月31日までのものが4筆、4,208平方メートル。令和14年3月31日までのものが4筆、5,317平方メートルとなっております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページにつきましては、利用

権の設定を受ける者及び設定する者の賃借地の所在地一覧表を記載しております。下の表をご覧くださいと思います。下の表の上段4筆につきましては、ひょうご農林機構が借り受ける農地となっております。ひょうご農林機構が借り受ける農地のうち、上段2筆、和田山町殿分につきましては、認定農業者の●●さんが農地中間管理機構を通じて借り受けられる候補となっております。続きまして、ひょうご農林機構の下段2筆、立野の分につきましては、農事組合法人の●●さんが借り受けられる候補となっております。

続きまして、11ページをご覧くださいと思います。11ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方の情報を記載しております。

続きまして、12ページをご覧くださいと思います。12ページにつきましては、利用権を設定される方の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議、よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

皆さんのほうから、ご意見なりご質問ございますか。

特にないようですので、議案第55号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理にご挨拶いただきます。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後3時10分終了)